

○学校法人久留米大学物品等調達規程（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 学校法人久留米大学(以下「本学」という。)の次の各号に掲げる取引以外の取引(以下「調達」又は「売却」という。)については、寄附行為、経理規程及び本規程の定めるところにより、合理的な処理を行うことを目的とする。

- (1) 学生、父兄又はその代理人との学納金に関する取引
- (2) 患者又はその代理人との診療費に関する取引
- (3) 本学職員との給与、手当等に関する取引
- (4) 寄付金品、補助金品に関する取引
- (5) その他官公庁関連取引

（調達の原則）

第2条 調達にあたっては経済性に重点を置くとともに品質、納期、その他本学の要求する諸種の条件に適合するよう留意しなければならない。

（調達の主管部課）

第3条 調達の主管部課は財務部とする。

- 2 前項の主管部課がみずから調達することが困難であるか、あるいは不利と認められるときは、他の部課に調達を委任することができる。
- 3 前項の委任を受けた部課は、次条以下において主管部課と同一の権利を有し、義務を負うものとする。

（調達における遵守義務）

第4条 主管部課は調達にあたり、信義に則し誠実に調達業務を遂行しなければならない。

- 2 重要な調達にあたり、担当者及び全ての稟議者は取引先（取引先が会社の場合は、その親会社及び子会社も含む。）と特別な利害関係があってはならない。
- 3 前項の特別な利害関係が現にある場合又は生じた場合は個々の調達ごとに担当者及び稟議者は担当権及び稟議権その他一切の権利を有しないものとする。
- 4 前項の権利の剥奪は責任の解除を意味しない。
- 5 担当者及び稟議者は利害関係を開示し、主管部課は前第2項の重要な調達及び特別な利害関係に該当するか否かを判断しなければならない。

（取引先の調査）

第5条 取引先の選定にあたっては、事業経歴、営業状態の調査、その他によりその信用経験、技術等について調査し、取引の万全を期さなければならない。

- 2 前項の調査に基づき、取引業者票を作成して備えつけておかななければならない。

（取引の停止）

第6条 主管部課は次の各号に該当する業者に対しては一定期間取引を認めないものとする。

- (1) 調査にあたり虚偽の申告をしたと認められるもの
- (2) 入札又は見積りにあたり談合を行ったと認められるもの

- (3) 契約の履行に際し、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質数量に関し不正の行為があったと認められるもの
- (4) その他本学に不利益を及ぼす行為をしたと認められるもの